

ダイワ高格付カナダドル債オープン(毎月分配型)

第187期分配金は15円(1万口当たり、税引前)

2019年1月10日

平素は、『ダイワ高格付カナダドル債オープン(毎月分配型)』をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当ファンドは、2019年1月10日に第187期計算期末を迎え、当期の収益分配金につきまして、15円(1万口当たり、税引前。以下同じ。)と致しましたことをご報告申し上げます。

第187期決算(19/1/10)にかかる分配金を従来の25円から15円に見直しましたのは、現在の基準価額の水準および分配対象額の状況などを勘案した結果によるものです。

今後ともファンド運用にあたっては、パフォーマンスの向上をめざしてまいりますので、引き続きお引き立て賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

※ 分配金は、決算の都度、収益分配方針に基づいて委託会社(大和投資信託)が決定しますので、将来の分配金について、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては、分配金の変更あるいは分配金が支払われない場合もあります。

《基準価額・純資産・分配の推移》

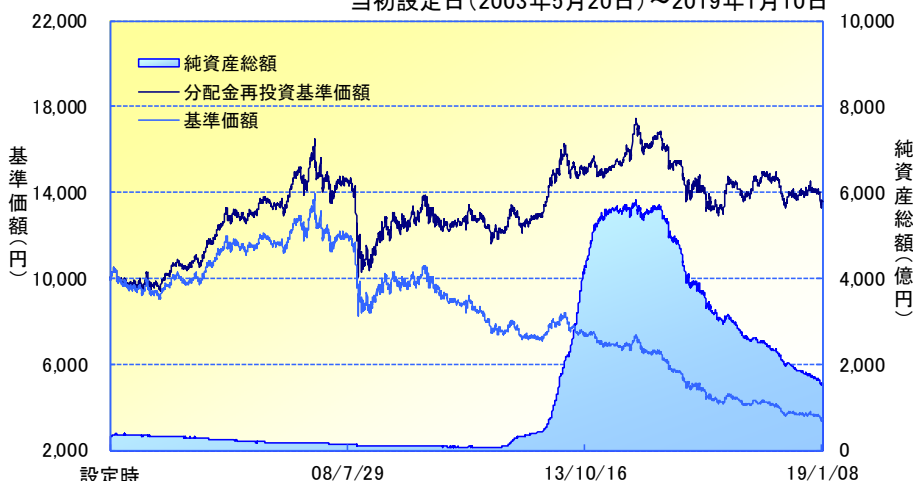
2019年1月10日現在

基準価額	3,433円
純資産総額	1,535億円

《分配の推移》(1万口当たり、税引前)

決算期	(年/月/日)	分配金
第1～182期	合計:	9,885円
第183期	(18/9/10)	25円
第184期	(18/10/10)	25円
第185期	(18/11/12)	25円
第186期	(18/12/10)	25円
第187期	(19/1/10)	15円
分配金合計額	設定来:	10,000円
	直近5期:	115円

当初設定日(2003年5月20日)～2019年1月10日



※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※ 基準価額の計算において、運用管理費用(信託報酬)は控除しています(後述のファンドの費用をご覧ください)。

※ 上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

当資料のお取り扱いにおけるご注意

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和投資信託により作成されたものです。■当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容を必ずご確認ください。■投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。■投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。■当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。■当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。■当資料の中で個別企業名が記載されている場合、それらはあくまでも参考のために掲載したものであり、各企業の推奨を目的とするものではありません。また、ファンドに今後組み入れることを、示唆・保証するものではありません。■分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ⇒ 大和投資信託 フリーダイヤル 0120-106212(営業日の9:00～17:00) HP <https://www.daiwa-am.co.jp/>

大和投資信託

Daiwa Asset Management

お伝えしたいポイント

【分配金について】

第187期決算（19/1/10）の分配金は、従来の**25円**から**15円**に見直しました。

現在の**基準価額の水準および分配対象額の状況**などを考慮した結果、今後も継続した分配を行い、信託財産の着実な成長をめざすためには、分配金の見直しが必要との判断に至りました。

分配金の見直し・配当等収益の状況に関してのよくあるご質問につきましては、**Q1・Q2**をご覧ください。

【基準価額変化の要因について】

債券の利息収入がプラス要因となりましたが、カナダ・ドルが対円で下落（円高）したことが主なマイナス要因となり、基準価額は下落しました。

基準価額変化の要因に関してのよくあるご質問につきましては、**Q3**をご覧ください。

【今後の見通しについて】

今後もカナダ銀行（中央銀行）が緩やかなペースで利上げを行うとみられるため、金利上昇に伴いポートフォリオ利回りの改善が見込まれます。また、利上げはカナダ・ドルの上昇材料になるとみています。

投資環境・今後の見通し・運用方針に関してのよくあるご質問につきましては、**Q4・Q5・Q6**をご覧ください。

その他のよくあるご質問につきましては、**Q7・Q8・Q9**をご覧ください。

※1ページ目の「当資料のお取り扱いにおけるご注意」をよくお読みください。

よくあるご質問 (Q&A集)

Q 1 なぜ、分配金を25円から15円に見直したのですか？

A 1 現在の基準価額の水準および分配対象額の状況などを勘案した結果、今後も継続した分配を行い、信託財産の着実な成長をめざすためには、分配金の見直しが必要との判断に至りました。

弊社の分配金についての考え方は、ファンドの収益分配方針、基準価額の水準、配当等収益や分配対象額の状況、市場環境等を総合的に勘案して分配金額を決定するというものです。

当ファンドの分配金を見直したのは、現在の基準価額の水準および分配対象額の状況などを勘案した結果によるものです。

当ファンドは、第178期決算（18/4/10）に分配金を40円から25円に見直しました。しかしそれ以降も、基準価額が軟調に推移し、カナダドル建ての債券から得られる配当等収益も低下傾向が続きました。そのため、期中の配当等収益を超える額は過去の蓄積等から充当したことにより、分配対象額の水準は徐々に低下してきております。

このような状況を踏まえ、足元の分配金と基準価額の水準などを考慮し、今後も継続した分配を行い、基準価額の下落を抑え信託財産の着実な成長をめざすためには、分配金の見直しが必要との判断に至りました。今回、分配金を見直したことによる差額はファンドの純資産に留保されることとなります。

なお、当ファンドの収益分配方針は、以下のとおりとなっています。

- ◆ 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ◆ 原則として、継続的な分配を行うことを目標に分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

Q2 配当等収益の状況について教えてください。

期中に得られる配当等収益は、第187期決算（19/1/10）では10円（1万口当たり、経費控除後）となっています。
下記の表にあるとおり、期中の配当等収益を超える分は、過去の蓄積等からお支払いしている状況にありました。

(単位:円、1万口当たり・税引前)

		配当等収益		有価証券売買等損益		分配準備 積立金③	収 益 調整金④	分配対象額 (分配金支払い前) ①+②+③+④	分配金	分配金支払い後 基準価額
			経費控除後 配当等収益①		経費控除後・ 繰越欠損補填後 売買益②					
第176期	18/2/13 分配金内訳	19	14	△ 196	0	0	317	331	40	3,861
第177期	18/3/12 分配金内訳	14	10	△ 135	0	0	291	301	40	3,697
第178期	18/4/10 分配金内訳	15	13	22	0	0	261	275	25	3,704
第179期	18/5/10 分配金内訳	15	14	40	0	0	250	264	25	3,730
第180期	18/6/11 分配金内訳	16	12	△ 50	0	0	239	251	25	3,667
第181期	18/7/10 分配金内訳	14	13	16	0	0	226	238	25	3,668
第182期	18/8/10 分配金内訳	16	11	△ 16	0	0	213	224	25	3,638
第183期	18/9/10 分配金内訳	15	11	△ 36	0	0	199	211	25	3,588
第184期	18/10/10 分配金内訳	15	15	97	0	0	186	200	25	3,671
第185期	18/11/12 分配金内訳	16	12	△ 50	0	0	175	187	25	3,608
第186期	18/12/10 分配金内訳	13	10	△ 45	0	0	162	172	25	3,548
第187期	19/1/10 分配金内訳	14	10	△ 109	0	0	147	157	15	3,433

※上記データは過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。
※円未満は四捨五入しています。下段の数値は、分配金の内訳です。
※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。
分配金が支払われない場合もあります。
■ 分配準備積立金---期中の配当等収益や有価証券売買益などのうち、当期の分配金に充当しなかった部分は、分配準備金として
積立てます。分配準備積立金は、次期以降の分配金に充当することができます。
■ 収益調整金---追加型の投資信託において、追加設定が行なわれることによる既存投資者への分配対象額の希薄化を防ぐために
設けられた勘定です。

※1ページ目の「当資料のお取り扱いにおけるご注意」をよくお読みください。

Q3 基準価額変化の要因について教えてください。

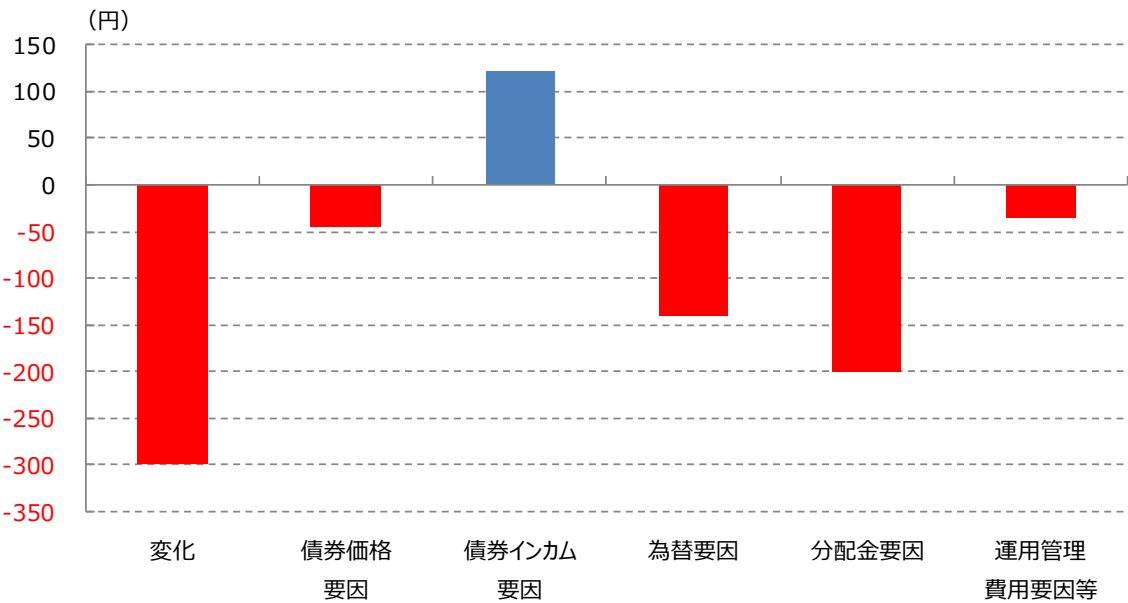
A3 債券の利息収入がプラス要因となりましたが、カナダ・ドルが対円で下落（円高）したことが主なマイナス要因となり、基準価額は下落しました。

前回分配金見直し以降（2018年4月27日～2018年12月28日）の基準価額の変動要因は下記のとおりです。

＜基準価額の変動要因分解（2018年4月27日～2018年12月28日）＞

基準価額	2018/4/27	3,729 円
	2018/12/28	3,431 円

	変化	債券価格 要因	債券インカム 要因	為替要因	分配金要因	運用管理 費用要因等
変化額	-298 円	-44 円	121 円	-140 円	-200 円	-35 円
変化率	-8.0%	-1.2%	+3.2%	-3.7%	-5.4%	-0.9%



※ 「基準価額の変動要因分解」は、基準価額の変動要因の傾向を把握するために大和投資信託が日々のデータを基に簡便法により算出した概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。なお、運用管理費用要因等には、運用管理費用のほか、設定・解約の影響等その他の要因が含まれます。

※ 表示桁未満の四捨五入等の関係で各欄の数値の合計が変化の数値と合わないことがあります。

※ 上記データは過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

※1ページ目の「当資料のお取り扱いにおけるご注意」をよくお読みください。

Q4 最近の投資環境について教えてください。

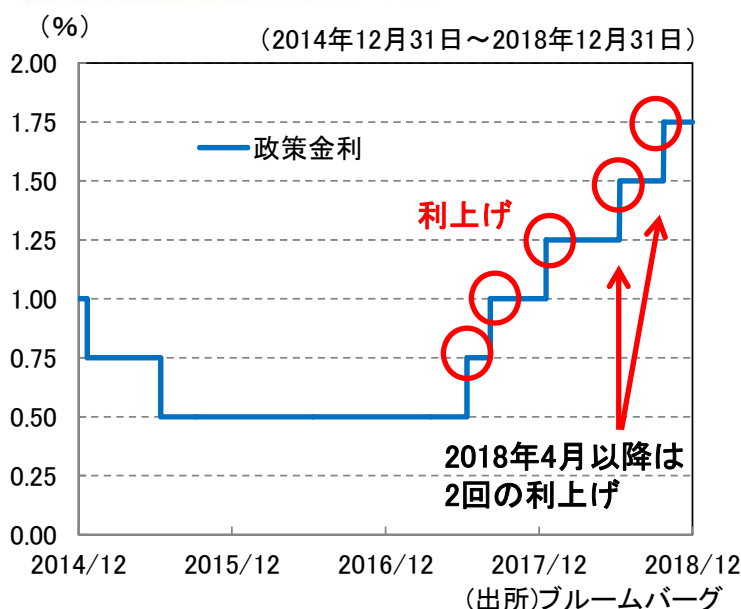
A4 カナダの金利やカナダ・ドル円については、2018年4月末から10月上旬までは共に上昇傾向となりました。しかし、その後年末にかけては、金利は低下し、カナダ・ドル円は下落しました。

債券市場

2018年4月末から10月上旬までのカナダの金利は上昇しました。米国をはじめ主要先進国で金利が上昇基調で推移したことや、NAFTA（北米自由貿易協定）再交渉の進展期待が高まったことなどが金利上昇圧力となりました。また、2017年7月以降、カナダ銀行が利上げ姿勢を維持していることも金利上昇要因となりました。

その後、年末にかけては、原油価格が下落したことや、米国の金利が低下したことなどが、カナダの金利の低下要因となりました。

2017年7月より利上げサイクル入り

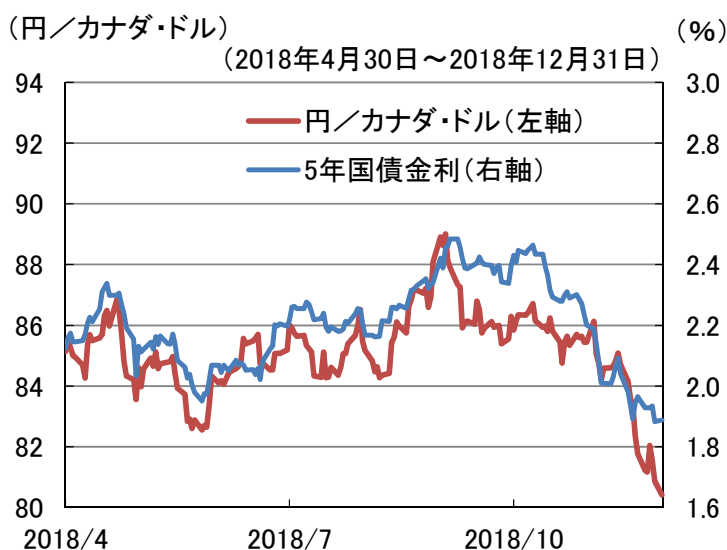


為替市場

2018年4月末から10月上旬までのカナダ・ドルは対円で上昇しました。米国と中国の間の貿易戦争への懸念から、市場のリスク回避的な姿勢が強まり円高が進む局面がありましたが、カナダの金利が上昇したことなどから、カナダ・ドルは対円で上昇しました。

その後、年末にかけては、再び貿易戦争への懸念が高まったことや株価や原油価格が下落する中で市場のリスク回避的な姿勢が強まり、円高が進んだことでカナダ・ドルは対円で下落しました。

足元は金利低下傾向、為替は円高



※現時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。

※1ページ目の「当資料のお取り扱いにおけるご注意」をよくお読みください。

Q5 今後の見通しについて教えてください。

A5 今後もカナダ銀行（中央銀行）が緩やかなペースで利上げを行うとみられるため、金利上昇に伴いポートフォリオ利回りの改善が見込まれます。また、利上げはカナダ・ドルの上昇材料になるとみています。

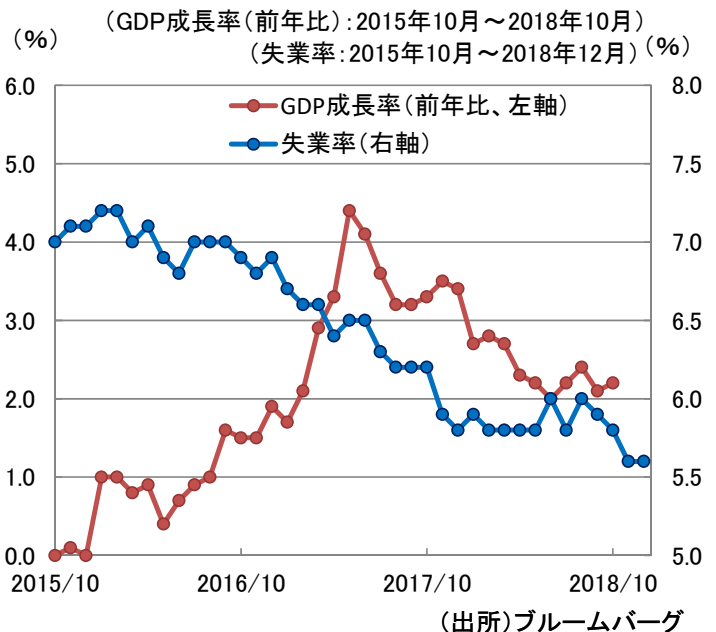
債券市場

カナダ経済は引き続き堅調に推移しており、インフレも上昇基調にあります。また、NAFTA再交渉でカナダと米国が合意に達し、貿易問題をめぐるカナダ経済の先行き不透明感は後退したと考えています。こうした環境下、2019年についても、カナダについては利上げサイクルの継続が見込まれます。このため、金利については緩やかな上昇基調をたどると予想しています。一方で、原油価格の下落は利上げ期待を後退させるとともに金利上昇を抑える要因になると考えています。

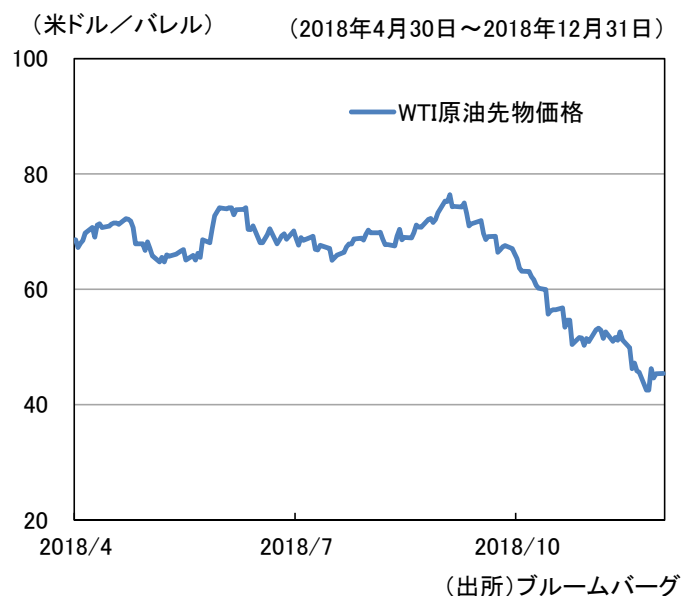
為替市場

NAFTA再交渉でカナダと米国が合意に達したことで、貿易問題をめぐるカナダ経済の先行き不透明感が後退したことはカナダ・ドルの上昇を後押しすると考えています。また、主要先進国で米国を除いて唯一利上げサイクルに入っているカナダの金利は相対的に魅力が高く、利上げが継続すれば、カナダ・ドルが選好されやすい地合いになると考えられます。一方で、軟調な原油価格はカナダ・ドル円の上値を抑える要因になるとみられます。

堅調な経済成長、失業率は歴史的低水準



足元で軟調な原油価格



※現時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
※1ページ目の「当資料のお取り扱いにおけるご注意」をよくお読みください。

Q 6 今後の運用方針について教えてください。

A 6 国債よりも利回りが高く、信用力や流動性も国債に準じる州債（カナダ各州が発行する債券）や、相対的に信用力が高く利回り面でも国債や州債より魅力的な事業債を組み入れることにより、安全面を確保しつつファンド利回りを高めることで、長期的な運用成績の向上を目指します。

運用に際しては、長期的な運用成績の向上を目指すため、州債や事業債などへの投資を通じてポートフォリオの利回りを引き上げることを最優先に行ってまいります。

また、カナダは利上げ局面にあり2019年も複数回の利上げが見込まれます。このため、金利上昇圧力が高まりやすい環境と考えられることから、金利上昇リスクを抑制した運用を行う方針です。

カナダは連邦制を採用しており、オンタリオ州やケベック州、プリティッシュ・コロンビア州、アルバータ州など10の州と3つの準州で構成されています。各州はそれぞれ債券を発行していますが、州ごとに経済構造が異なり、利回り水準もまちまちです。当ファンドでは、各州の経済構造や財政状況などを分析した上で、どこの州債にどれだけ投資を行うことが適切なのかを判断しています。足元では、NAFTA再交渉の合意によって恩恵が受けられるとみられるオンタリオ州への投資に注目しています。

※現時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。

※1ページ目の「当資料のお取り扱いにおけるご注意」をよくお読みください。

Q7 15円分配はどのように決定したのですか？また、15円分配はいつまで続けられる見通しですか？

A7 分配金は、収益分配方針に基づいて決定します。将来の分配金について、あらかじめ一定の額の分配をお約束することはできませんが、今後ある程度の期間にわたって継続した分配を行えるよう配慮しています。

当ファンドの収益分配方針において「原則として、継続的な分配を行うことを目標に分配金額を決定します。」と定めています。当該方針に基づいて分配金は、今後ある程度の期間にわたって継続できるよう配慮して決定しています。

ただし、将来の分配金額について、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては、現在の分配金の水準を維持できない、あるいは分配金が支払われない場合もあります。特に基準価額の下落、配当等収益の低下、分配対象額の減少などは分配金の見直し要因となります。

Q8 分配金を事前に知ることはできないのですか？

A8 決算日（毎月10日、休業日の場合は翌営業日）の夕方から夜にかけての公表までは、分配金をご確認いただくことはできません。

分配金は事前に決定しているものではなく、ファンドの決算日（毎月10日、休業日の場合は翌営業日）に、ファンドの収益分配方針、配当等収益の水準、基準価額の水準、市場環境等を勘案して委託会社（大和投資信託）が決定します。したがって、事前にお知らせすることはできません。

なお、委託会社のホームページ（<https://www.daiwa-am.co.jp/>）では、夕方から夜にかけて基準価額とともに分配金を公表しますので、そちらをご参照ください。

Q9 分配金を引き下げということは、今後の運用に期待できないということですか？

A9 分配金の引き下げは、今後の運用実績とは関係するものではありません。

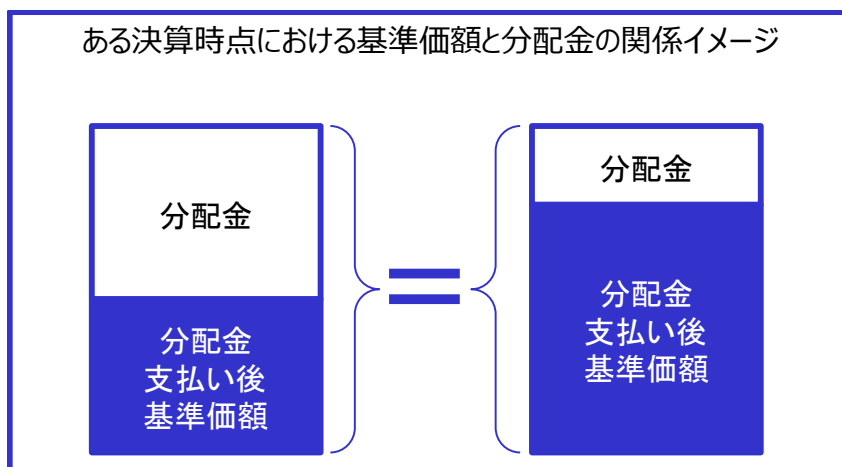
今回の分配金引き下げについては、現在の基準価額の水準および分配対象額の状況などを考慮した結果によるものです。したがって、分配金の引き下げは今後の運用実績とは関係するものではありません。なお、運用成績は、分配金に加え基準価額の動きも含めたトータルリターン（総収益率）で確認する必要があります。

引き続きパフォーマンスの向上をめざしてまいります。

また分配金が変動しても経済的価値は変わりません。

分配金を引き下げれば分配金支払い後の基準価額はその分下落幅が小さくなり、分配金を引き上げれば分配金支払い後の基準価額はその分下落幅が大きくなるので、経済的価値は変わらないことになります。

分配金引き下げによる差額はファンドの純資産に留保して運用に振り向けられ、分配金支払い後の基準価額は下落幅がその分小さくなります。より多くの資金を投資することによって、基準価額が上昇する局面では、基準価額の上昇幅はより大きくなります。



※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

<ご参考> 最近の当社の関連リサーチ

カナダ2019年の相場展望（2018/12/20）

https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/market_letter/2018/ML20181220_1.pdf

※1ページ目の「当資料のお取り扱いにおけるご注意」をよくお読みください。

収益分配金に関する留意事項

- ◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

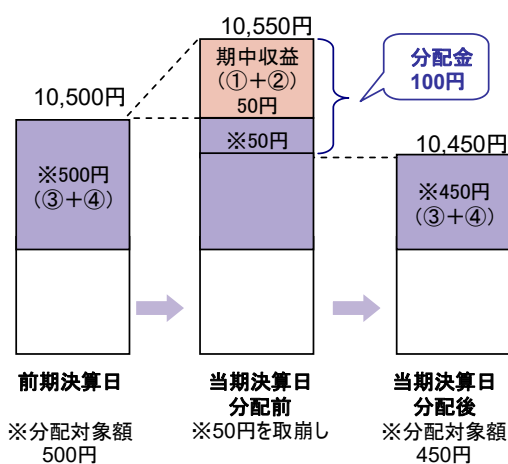
投資信託の純資産

分配金

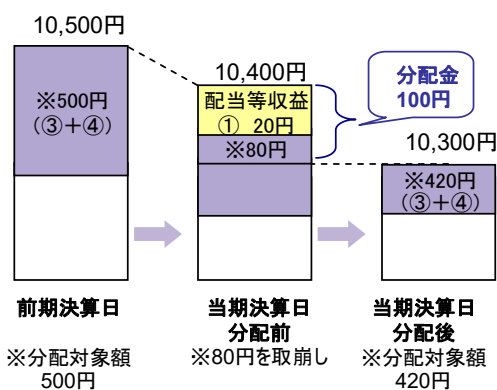
- ◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



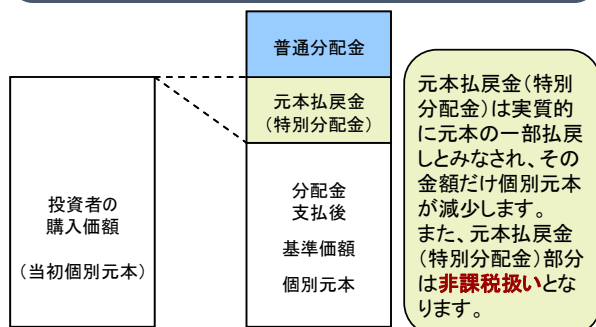
前期決算日から基準価額が下落した場合



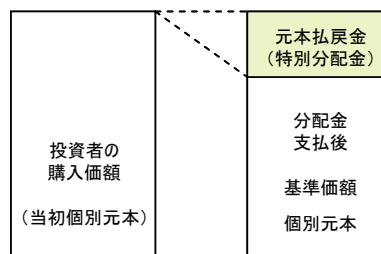
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

- ◆ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金)額だけ減少します。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

※1ページ目の「当資料のお取り扱いにおけるご注意」をよくお読みください。

ダイワ高格付カナダドル債オープン(毎月分配型)

お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

- カナダ・ドル建ての公社債等^(※)に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざします。

ファンドの特色

1. カナダ・ドル建ての公社債等^(※)に投資します。
(※)「公社債等」には、コマーシャル・ペーパー等の短期金融商品を含みます。
2. 投資対象の公社債等の格付けは、取得時においてA A格相当以上^{*}とすることを基本とします。
※ムーディーズ(Moody's)でAa3以上またはS&Pグローバル・レーティング(S&P)でAA-以上
◆公社債等のポートフォリオの修正デュレーションは、3(年)程度から5(年)程度の範囲を基本とします。
3. 毎月10日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
4. 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。
・マザーファンドは、「ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド」です。
※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」の「ファンドの目的・特色」をご覧ください。

投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。**したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

「公社債の価格変動(価格変動リスク・信用リスク)」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「その他(解約申込みに伴うリスク等)」
※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。
※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」の「投資リスク」をご覧ください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限)2.16%(税抜2.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)	年率 1.35% (税抜 1.25%)	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。
その他の費用・ 手数料	(注)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせください。
※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」の「手続・手数料等」をご覧ください。

設定・運用：

大和投資信託
Daiwa Asset Management

商号等
大和証券投資信託委託株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

加入協会
一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

ダイワ高格付カナダドル債オープン（毎月分配型） 取扱い販売会社

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
株式会社愛知銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第12号	○			
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第8号	○	○		
株式会社青森銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第1号	○			
朝日信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第143号	○			
株式会社阿波銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第1号	○			
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第6号	○	○		
株式会社岩手銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第3号	○			
株式会社愛媛銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第6号	○			
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○	○		
岡崎信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第30号	○			
おかやま信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第19号	○			
株式会社沖縄銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第1号	○			
株式会社沖縄海邦銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第3号	○			
株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第7号	○			
株式会社鹿児島銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第2号	○			
株式会社神奈川銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第55号	○			
株式会社関西アーバン銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第16号	○	○		
株式会社北日本銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第14号	○			
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第8号	○			
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○	○		
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○	○		
株式会社きらやか銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第15号	○			
株式会社近畿大阪銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○			
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	○	○		
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第56号	○			
株式会社高知銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第8号	○			
埼玉縣信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第202号	○			
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号	○	○		
株式会社佐賀銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第1号	○	○		
株式会社佐賀共栄銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第10号	○			
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第11号	○	○		
株式会社四国銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第3号	○			
株式会社島根銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第8号	○			
株式会社清水銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第6号	○			
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○	○		
株式会社商工組合中央金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第271号	○	○		
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第45号	○	○		
全国信用協同組合連合会	登録金融機関	関東財務局長(登金)第300号				
株式会社仙台銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第16号	○			
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○	○		○
株式会社大光銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第61号	○			
株式会社第三銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第16号	○			
株式会社第四銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第47号	○	○		
株式会社大正銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第19号	○			
株式会社大東銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第17号	○			
株式会社筑邦銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第5号	○			
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第40号	○			

上記の販売会社については今後変更となる場合があります。また、新規のご購入の取り扱いを行っていない場合がありますので、各販売会社にご確認ください。

ダイワ高格付カナダドル債オープン（毎月分配型） 取扱い販売会社

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
株式会社中京銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第17号	○			
株式会社東邦銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第7号	○			
株式会社東和銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第60号	○			
株式会社徳島銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第10号	○			
株式会社栃木銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第57号	○			
株式会社鳥取銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第3号	○			
株式会社トマト銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第11号	○			
株式会社富山第一銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第7号	○			
株式会社長野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第63号	○			
株式会社名古屋銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第19号	○			
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第15号	○			
株式会社肥後銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第3号	○			
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第5号	○	○		
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	○	○		
広島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第44号	○			
株式会社福井銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第2号	○	○		
株式会社福島銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第18号	○			
株式会社豊和銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第7号	○			
株式会社北陸銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第3号	○	○		
株式会社北國銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第5号	○	○		
株式会社三重銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第11号	○			
株式会社みずほ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第6号	○	○		○
みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第34号	○	○	○	
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	○	○	○	
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○	○		○
株式会社三菱UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○	○		○
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	○	○		
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第22号	○	○		
株式会社南日本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第8号	○			
株式会社宮崎太陽銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第10号	○			
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第38号	○			
株式会社山形銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第12号	○			
株式会社山梨中央銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第41号	○			
株式会社りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号	○	○		
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○			
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	○			
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○		○
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○		
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長(金商)第18号	○			
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号	○			○
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2938号	○			
寿証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第7号	○			
上光証券株式会社	金融商品取引業者	北海道財務局長(金商)第1号	○			
荘内証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第1号	○			
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○			
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第36号	○			

上記の販売会社については今後変更となる場合があります。また、新規のご購入の取り扱いを行っていない場合がありますので、各販売会社にご確認ください。

ダイワ高格付カナダドル債オープン（毎月分配型） 取扱い販売会社

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
中原証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第126号	○			
奈良証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第25号	○			
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○	○		
八十二証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第21号	○		○	
日の出証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第31号	○			
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号	○			
松阪証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第19号	○		○	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第181号	○		○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○

上記の販売会社については今後変更となる場合があります。また、新規のご購入の取り扱いを行っていない場合がありますので、各販売会社にご確認ください。